

新たに中間取扱業者になる方へ

ひかり姫とは

ダイズモザイクウイルスに高い抵抗性があり、莢がきれいで2粒莢が多く、食味にも優れた**枝豆専用品種**です。

ただし、遺伝的に丹波黒に近く、栽培にあたっては丹波黒との交雑や混入を防ぐために、**以下のことに誓約**していただいた生産者のみ栽培を認めています。

◎丹波黒(子実・枝豆)とは1.2m以上、丹波黒(種子用)ほ場とは10m以上離して栽培する。

◎全量を枝豆で収穫し、子実にしたり自家採種しない

◎販売する時には、商標「ひかり姫」を必ず使用する 等

※詳細については、黒大豆枝豆専用品種「ひかり姫」種子生産、販売及び商標使用許諾要領(以下、許諾要領)様式6号を参照ください

中間取扱業者とは

ひかり姫は丹波黒との交雑や混入を防ぐため、栽培者は中間取扱業者を通じて種子を購入し、さらに、中間取扱業者は種子を販売したひかり姫栽培者に対し、上記の誓約事項が守れているか、チェックを行います。

中間取扱業者が実施すること

以下のことは**毎年実施が必要**です

◆ひかり姫栽培者から種子の注文をとりまとめて、種子生産者に発注。

◆栽培者が遵守事項を守れているか確認を行い、記録を残す※
※必要に応じて県が調査を実施します。

◆毎年12月31日までに「ひかり姫」種子中間取扱譲渡実績報告書(許諾要領様式5号)を技術センターに提出する。

中間取扱業者への申請方法

申請書と必要書類を兵庫県立農林水産技術総合センターに提出してください。
申請書類は県HPからダウンロードできます。

【提出書類】

◆JA等の場合

- ・許諾要領様式3号
- ・確認体制が分かるもの(参考様式:ひかり姫 栽培および販売確認体制について)

◆集落営農組織や農業法人の場合

- ・許諾要領様式3号
- ・集落営農組織の規約や法人の定款など
- ・確認体制が分かるもの(参考様式:ひかり姫 栽培および販売確認体制について)

◆任意組織(住所の違う2者以上のグループ)の場合

- ・許諾要領様式3号
- ・規約
- ・確認体制が分かるもの(参考様式:ひかり姫 栽培および販売確認体制について)

～提出先～

兵庫県立農林水産技術総合センター 企画調整・経営支援部

各種お問い合わせ先

中間取扱業者の申請手続きについて

最寄りの農業改良普及センターもしくは
県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部(☎ 0790-47-2408)まで

ひかり姫の栽培管理方法について

最寄りの農業改良普及センターもしくは
県立農林水産技術総合センター農産園芸部(☎ 0790-47-2412)まで

その他全般的なお問い合わせについて

本庁農林水産部農産園芸課(☎078-362-3445)まで